

明治大学と府中市との協働・連携に関する相互友好協定書

明治大学（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）は、相互に協働・連携し、人材の育成と施策の充実を図ることにより、学術研究の向上と地域社会の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互協働・連携に基づき、人材の育成と施策の充実を図ることにより、学術研究の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協働・連携項目）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき次の事項につき協働・連携する。

- （1）文化・教育・学術及びスポーツの振興・発展に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）地域活性化に関すること。
- （4）その他両者が必要と認めること。

（協議）

第3条 本協定の事業を実施するために必要な事項は、甲乙両者の協議により定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の日の3月前までに、甲乙のいずれからも別段の申し出がない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定書は2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通ずつを保有する。

平成19年12月7日

甲 東京都千代田区神田駿河台1丁目1番地
明治大学長

納谷 廣美

乙 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市長

野口 忠直
